

東玉川学園一丁目の尾根道に 隣接する緑地の一部保全を 求める請願

私たちは、静かな、落ちついた、緑のある東玉川学園1丁目に住んでいます。

当地域について、町田市は「都市計画マスタープラン」と「市景観計画」で、「(この地の)まとまりのある緑は、地域のシンボルとして維持・保全します。また、まとまりのある緑と一体となった緑の景観拠点をつくります。」とうたい、当東玉川学園1丁目についても、同景観計画 ページ89で「◇成熟した閑静な住宅地」として「良好な住宅地のまち並み景観を維持します。」と市の方針を明示されています。

この東玉川学園1丁目で最後に残された緑地(斜面地雑木林、2,515㎡ 東玉1丁目3598番ほか1)が、今、開発によって失われようとしています。

町田市は、8月13日に事業者から提出された「事前協議」申請を、目下審査中です。

また、当該地の県境には尾根道があり、地域の重要な景観と野鳥営業で親しまれています。県側は緑地として保全されていますが、町田市側は当該緑地との隣接地しかみどりが残っていない状況です。

この緑地に隣接する約400世帯の東急台住宅地は、東京オリンピックの年、1964年に「開発」が完了し、近年の町田市開発要綱とか開発条例の適用がなされておらず、公園、保全緑地、集会所、調整池等の公益施設が皆無の地域です。そこに最後に残る緑地が消滅しようとしている次第です。

この緑地(雑木林)「開発」にどう対処したらいいのか、近隣住民、玉川学園町内会東急台支部、隣接する成瀬台4丁目自治会で「東玉1丁目(尾根道)雑木林対策協議会」が設立されました。

この会で協議した内容を請願させていただきます。

請願項目

- 1) 町田市が定めている「町田市景観計画」の中で、当地域に関して「まとまりのある緑は、地域のシンボルとして維持・保全します」とされている当該地域の市方針を堅持してください。
- 2) 住民の願いとしては、当該雑木林と尾根道を、管理された緑地景観として少しでも残したいということです。また、安全な道路の確保も我々には重要です。市が当該地の事業者の開発行為を認める場合は、当該敷地北側の市道尾根道に沿って、緑地と景観を少しでも残してください。

以上。